

# ご存じですか？ 大芦川の一部でバーベキューなどが 禁止されます

地域課題対策課地域課題対策係 ☎(63)2226

「大芦川」は、豊かな自然に恵まれ、多くの人々が訪れる市内有数のレジャースポットです。

しかし、一部の川遊び客の迷惑行為によって、地域の暮らしと自然が危険にさらされています。

そのため、原因となっているバーベキューなどを禁止する条例を令和5年12月に制定しました。

## 大芦川流域の生活環境等の保全に関する条例

夏季等において大芦川の決められた河川区域内で次の禁止行為をした場合、最大5万円の過料が科せられます。

### ◆禁止行為

#### ① バーベキュー

屋外で火を使った料理



#### ② 騒音

大声や楽器、スピーカー等

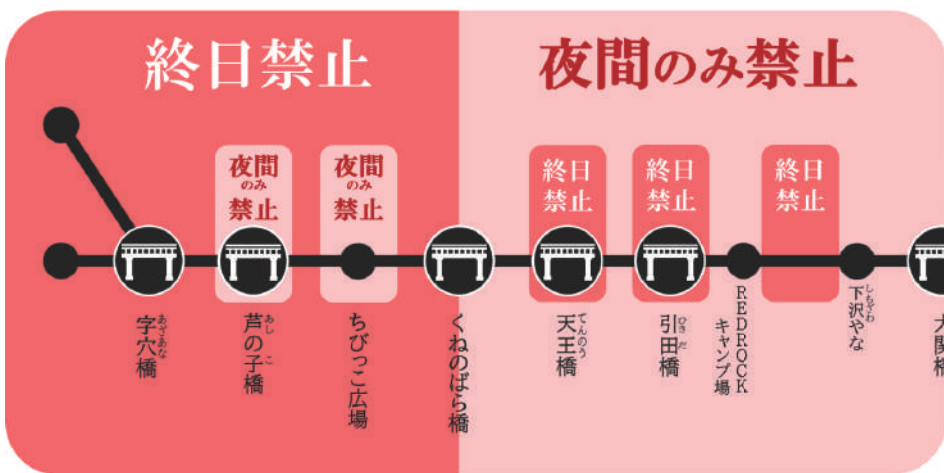
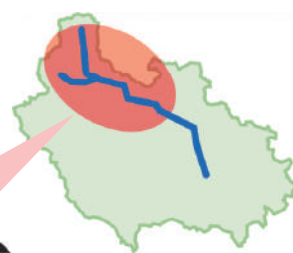


#### ③ 花火

手持ち花火、爆竹、噴き上げ花火等



### ◆禁止区域



■くねのぼら橋から先  
バーベキュー等終日禁止 (一部を除く)

■大関橋から先  
バーベキュー等 夜間のみ禁止 (一部 終日禁止)

・「大関橋」から「くねのぼら橋」までは、午後5時から翌日午前8時まで禁止 (一部、終日禁止エリア)  
・「くねのぼら橋」から上流は、終日禁止 (一部、夜のみ禁止エリア)  
※禁止区域等は、迷惑行為の発生状況等に応じ、見直しを行います。

### ◆その他注意点

- ・ごみは、持ち帰りましょう。ごみステーションへ置いていかないでください。
- ・近隣の公園も、火気の使用は禁止されています。

# 条例制定までの経緯



## 1. オーバーツーリズム（観光公害）

平成27年頃から、大芦川でバーベキューなどの川遊びを楽しむ行楽客が年々増加していましたが、令和2年から新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、海水浴場の閉鎖、屋内での3密制限などにより、アウトドアレジャーを求めた大量の行楽客が訪れました。

そのため、地域内では、悪質な路上駐車が道路沿いを占拠、心無い川遊び客による膨大な不法投棄（こみや深夜帯にも響き渡る騒音、私有地への不法侵入などが発生し、住民の暮らしと河川の自然環境が著しく阻害されました。



ごみの不法投棄



違法な路上駐車

## 2. 大芦川創生プロジェクト（観光公害対策事業）

川遊び客の大量流入による観光公害に対応するため、地域や関係団体と連携し、さまざまな事業を実施してきました。



啓発イベント



ワークショップ

河川パトロール



その他  
清掃活動、監視カメラの設置、  
地域おこし協力隊、  
サポーターの募集 など

## 3. 大芦川条例の制定

これまでの取組によって、違法な路上駐車は減少し、臨時駐車場への川遊び客の誘導は進んできましたが、依然として悪質な迷惑行為は後を絶たず、不法投棄ごみの回収量は毎年2トン近くに及んでいます。

そこで事態のさらなる改善のため、禁止行為や禁止区域の設定方法など条例の基本的な考え方について、地域の皆さんと話し合いながら検討し、条例を制定しました。

### 大芦川ポータルサイト

条例や対策事業、イベントなどの情報を市ホームページでお知らせしています。



地域に住んでいる人、  
川に遊びに来る人、  
みんなが笑顔になる  
河川を目指そう



選挙  
マイナンバー税

大芦川

納税メモ  
かえる組

長寿計画  
介護保険料

特定健診  
ヒトハピーマイルス

共済会  
フラッシュ

市民のひろば

みんなの健康

お知らせ

クレーンヤカミ